

軽自動車税 減免対象となる区分

身体障害者手帳による区分

障がいの区分		身体障害者	戦傷病者
		障がいの程度	障がいの程度
視覚障害		1級～3級・4級の1	特別項症～第4項症
聴覚障害		2級・3級	特別項症～第4項症
平衡機能障害		3級	特別項症～第4項症
音声機能障害		3級 (喉頭摘出に係るものに限ります。)	特別項症～第2項症 (喉頭摘出に係るものに限ります。)
上肢不自由		1級・2級	特別項症～第3項症
下肢不自由		1級～6級	特別項症～第6項症 第1款症～第3款症
体幹不自由		1級～3級・5級	特別項症～第6項症 第1款症～第3款症
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級・2級	
	移動機能	1級～6級	
心臓機能障害		1級・3級・4級	特別項症～第5項症
じん臓機能障害		1級・3級・4級	特別項症～第5項症
呼吸器機能障害		1級・3級・4級	特別項症～第5項症
ぼうこう機能障害		1級・3級・4級	特別項症～第5項症
直腸機能障害		1級・3級・4級	特別項症～第5項症
小腸機能障害		1級・3級・4級	特別項症～第5項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級～3級	
肝臓機能障害		1級～3級	特別項症～第5項症

療育手帳による区分

障がいの程度	A1、A2
--------	-------

精神障害者保健福祉手帳による区分

障がいの程度	1級
--------	----